

角田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成28年6月30日

角田市監査委員 南部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇

(写)

角 監 第 1 3 号  
平成 2 8 年 6 月 3 0 日

角田市長 大 友 喜 助 殿

角田市監査委員 南 部 信 一  
角田市監査委員 湯 村 勇

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、その旨を当職に通知願います。

### 記

#### 1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

#### 2. 監査の対象

角田保育所、中島保育所、角田児童センター、角田児童クラブ、枝野児童クラブ、藤尾児童クラブ、桜児童クラブ、西根児童クラブ、枝野幼稚園、西根幼稚園（9 箇所）

#### 3. 監査の期間

平成 2 8 年 5 月 1 6 日（月）から平成 2 8 年 5 月 2 3 日（月）まで

#### 4. 監査の範囲

平成 2 7 年度配当予算の経理業務、契約・検収業務、物品・施設の管理業務

#### 5. 監査の方法

監査に当たっては、監査要領に基づき、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に施行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合を行うとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

#### 6. 監査の着眼点

- (1) 施設の安全管理について
- (2) 現金の管理について

## 7. 監査の結果

監査の結果、財務事務については概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり指摘事項が見受けられたので、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

### (1) 施設の安全管理について

#### ① 子ども・子育て支援制度への対応について

新制度により、幼稚園・保育所に加え小規模保育など多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みになったことに伴い、角田・中島両保育所が地域型保育事業を選択した児童の卒園後の受け皿としての役割を担う「連携施設」に位置づけられたことから、3歳到達児童の受入れが増えており、両保育所共に保育室の確保が喫緊の課題となっている。監査対象年は制度の初年度ということもあり、保育現場では多少の混乱があったようである。条例に定める運用規程の掲示等に不備等があったので速やかな対応を求めると共に、保育室の安全確保に万全を期すよう努力されたい。

#### ② 安全管理への対応について

施設の安全管理に大きな問題はなかったが、多くの施設は建築後数十年を経過している。特に、幼稚園は木造建築ということで耐震化されておらず、天井・床等経年劣化による損耗が見られた。今後、「公共施設等管理計画」の策定が予定されているので、安全面に十分配慮して計画的な対応を図られたい。

また、施設の維持管理に要する費用の中には、経常経費として予算措置されていないものもあり、地域住民のボランティア活動により安全で快適な環境が保たれている状況であった。ボランティア頼みではなく、適切な予算措置について十分配慮されたい。

### (2) 現金の管理について

幼稚園・保育所では、様々な現金の取扱いを行っている。公金にあつては会計規則により幼稚園授業料、児童館等利用料等の収納を会計管理者より委任されているが、収納する際に使用する領収印が同規則に定めるものと異なっていたので速やかに改善されたい。

また、その他の取扱現金としては、幼稚園では牛乳代、教材費、保護者会費等を、保育所では保護者会費を職員が毎月徴収している。関係書類等を照合したところ、全ての施設において徴収簿と現金出納簿等に齟齬があり、日々の現金の動きを立証する帳簿にはなっていなかった。これらの徴収金は各施設と保護者との間の私費であり、監査の対象となるものではないが、公金に近い性質の金銭であることから、その取扱いについては各所管課において施設長会議等の機会を捉えて指導に努められるよう要望する。

なお、幼稚園の徴収金は、政策企画課の実施する「所轄団体の金銭等の管理状況確認調書」の対象になるので、教育委員会において適正な報告を行うよう指導願いたい。